

# 令和6年度 身だしなみ規定

大野城市立御陵中学校

R6.3.15

## 校則に関して、質問・相談があれば申し出ること。(頭髪など身体的なコンプレックスに関する事など)

- 制服(上下)・ウインドブレーカー・上靴・カバンは学校指定のものに限る。
- 年間を通して、気候や体調に合わせて夏服、冬服、合服を着用してよい。

《制服》 ※令和6年度からの新制服の校則については市の制服検討委員会で検討中。

### 従来の男子用制服(旧制服)

#### 冬服

- ・制服の下には、必ず学校指定のカッターシャツ(半袖・長袖どちらでも可)を着用。(長袖のボタンをとめる。暑いときは腕まくり可)
- ・カッターシャツの下には無地の下着を着用(ワンポイント可)する。ハイネックは認めない。
- ・寒い時にセーター、トレーナーを着用する場合は、黒、紺、グレー、白のものとする。  
(セーター、トレーナーは袖口や胴からはみ出ない)
- ・ベルトは黒色・茶色に限る。(幅は3cm程度、夏服・合服共通)

#### 夏服・合服

- ・学校指定のカッターシャツ。(夏服:半袖、合服:長袖)
- ・シャツをズボンの中に入れ、ベルトが見えるようにしておく。
- ・シャツの下には無地の下着を着用(ワンポイント可)する。

### 従来の女子用制服(旧制服)

#### 冬服

- ・寒い時に制服の下にセーター、トレーナーを着用する場合は、黒、紺、グレー、白のものとする。  
(セーター、トレーナーは襟首や袖口からはみ出ないように着用)
- ・タイツは、柄、模様のない無地で黒のものとし、体育の授業では着用しない。  
(スパッツも着用可。ただし、必ず靴下を着用すること)
- ・スカート丈は、膝頭がかくれる程度とする。
- ・必ずベルトを着用する。(ベルトでスカートの丈の調節はしない)
- ・必ずリボンを着用する。

#### 夏服

- ・スカート丈は、膝頭がかくれる程度とする。
- ・必ずリボンを着用する。

#### 合服

- ・長袖ブラウスを着用する。(袖のボタンをとめる。暑いときは腕まくり可)
- ・必ずベルトを着用する。

### 《男女共通》制服以外

#### 頭髪

- ・自然の状態に限る。
- ・脱色、髪染、パーマは認めない。

〔前髪〕 目にかからない。

〔横・後髪〕 肩につかない。結ぶ場合、帽子着用の邪魔にならないように結ぶ。

※髪を結ぶ際の注意

○必ず黒・紺・茶のゴム(飾り・ラメ等のないもの)で束ねる。

## 眉

- ・自然な状態が望ましい。(自然な状態とは、眉毛を剃ったり抜いたりしていない状態)

## 爪

- ・爪は短く切っておく。

## 通学靴

- ・白・紺・グレー・茶・黒を基調とした運動靴(マジックテープ可)。ハイカット、ミドルカットは不可。ひもは、購入した際に付属していたものに限る
- ・記名を靴の内側に必ずする。

## 上靴

- ・記名をかかとに必ずする。

## 靴下

- ・くるぶしが完全に隠れる、白・黒・紺・グレーを基調としたスクールソックスまたはスポーツソックス

## メインバッグ、サブバッグ

- ・メインバッグは黒、サブバッグは赤の学校指定のものとする。
- ・バッグを見分けるためのキーホルダー等(お守り含む)は2つまで(生徒手帳サイズまで)つけてよい。バッジ等危険性のあるものは認めない。

## 防寒着および防寒具

- ・ウインドブレーカーはチャックを閉めて着用する。
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳当ては防寒を目的としたものとし、登下校以外では着用しない。(昼休み中の外での着用は可)

## その他

- ・リップクリームは無色・無臭、日焼け止め・制汗剤(汗拭きシート)は無臭の物を使用する。液体の制汗剤・スプレーの使用は許可しない。

**校則に関して、質問・相談があれば申し出ること。(頭髪や眉など身体的なコンプレックスに関する事など)**